鳥取県告示第494号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	所在地	<u>有比平</u> 月日	リーヒスの種類
社会福祉法人中央	介護老人保健施設	鳥取市河原町稲常	平成21年7月23日	訪問リハビリテー
会	かわはら訪問リハ	463		ション
理事長 西田 正	ビリテーション事			
人	業所			